R05-38　農地法の解説 改訂第４版　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 章立て | 項　　目 | 改訂概要 |
| 　　　  | 農地法の仕組み（図） | ・下限面積要件についての記述を削除・基盤法に基づく農用地利用集積計画の記述を削除し、農地中間管理法に基づく農用地利用配分計画を農用地利用集積等促進計画に変更 |
| 第2章権利移動及び転用の制限等 | 第三条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）第四条（農地の転用制限）第六条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限） | ・下限面積要件についての記述を削除・許可申請書に国籍記入欄が追加された旨を追加・国家戦略特別区域法18条を構造改革特別区域法24条に修正・基盤法に基づく農用地利用集積計画の記述を削除し、農地中間管理法に基づく農用地利用配分計画を農用地利用集積等促進計画に変更（Ⅱ制限の例外）・農地中間管理機構が経営受託権を取得できる旨を追加・農用地利用集積等促進計画による権利の設定移転については、法３条の許可が不要な旨を追加（ⅳ第三条許可の申請手続）・買受適格証明書の交付者に法５条１項の許可権限を有する都道府県知事等を追加（Ⅶ法第三条許可の基準）・２項６号の判断基準として、下記の場合を追加〇「地域計画」の達成に支障が生ずると認められる場合〇面的に農地集積されて地域において、小面積等の農地の権利取得によって、その利用が分断される場合・農業委員会の許可判断の調査方法に、「人工衛星若しくは無人航空機によって撮影された動画若しくは画像の活用」を追加（Ⅰ法第四条の農地転用の制限）・制限の例外に、文化財保護法99条１項の規定による土地の発掘のための一次転用を追加・許可にあたっての留意事項に、市町村が農地に地域振興、農業振興上必要性が高いと認められる施設を設置する場合は、許可申請に先立って都道府県知事と十分に調整を行うべき旨を追加（Ⅱ農地転用許可基準）・農業上の効率的かつ総合的な利用の確保の妥当性の審査として下記を追加〇地域計画案の公告から地域計画の公告までの間に農地を転用することにより、農地の利用集積に支障をおよぼすおそれがあると認められる場合　〇地域計画に係る農地を農地以外のものにすることによる、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合・農地の区画形質を伴わない短期間の農地活用は、農地転用に該当しない旨を追加（Ⅶ農地転用許可後の転用事業の促進措置）・事業計画変更申請書の記載事項のうち、職業を削除（Ⅰ法第六条第一項の報告手続）・農地を所有する農地所有適格法人における、報告書の記載事項を追加 |
| 第４章遊休農地に関する措置 | 第三十条（利用状況調査）第四十一条（所有者を確知することができない場合における農地の利用） | ・調査の方法に「人工衛星又は無人航空機の利用等の手段により得られる動画又は画像を使用する調査」を追加・農地として復元しても継続して利用することができない農地は、農地に該当しない判断を行う旨を追加・都道府県知事による利用権設定の裁定、農地中間管理機構による裁定の申請や農地の所有者等への通知等の手続等を追加 |
| 第５章雑則 | 第四十三条（農作物栽培高度化施設に関する特例）第四十五条（買収した土地、立木等の管理）第四十六条（売払い）第五十一条（違反転用に対する処分） | ・農地を高度化施設用地として利用するために法３条１項の権利を取得しようとする場合等の届出について追加・賃借権の設定を受ける者を農地中間管理機構とする地域計画の区域内にある農地等の貸付けについては、貸付けの相手方は農地中間管理機構に限られる旨を追加・地域計画の区域内にある国有農地等の売払いの相手方は農地中間管理機構に限られる旨を追加・用途指定を行った売払地についての実地調査の方法に、「人工衛星・無人航空機等により得られる動画若しくは画像を使用する調査」を追加・違反転用の実地調査の方法に、「人工衛星・無人航空機等により得られる動画若しくは画像を使用する調査」を追加 |
| 附則（抄） | 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」 | ・「施行期日」「遊休農地に関する措置」に関する経過措置を追加 |
| 農地制度の変遷 | Ⅲ戦後の農地制度（年表） | ・2022（令４）年「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」と2023（令５）年「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」を追加 |
| 参考 | 農地法施行令・農地法施行規則 | 最新のものに差し替え |

※）上記の他にも条文改正・条ずれ、通知・様式の改正等の反映、内容・表記等の見直しを行っています。